

選択型通所（第1号通所）事業の開設をお考えの方へ

介護保険法による第1号通所事業を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるに当たっても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に第1号通所事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

ついては、第1号通所事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していないときは協議できない場合があります。)

こちらは総合事業の第1号通所事業（選択型通所サービス）のみの開設案内となりますので、居宅サービス（利用定員が19名以上）の通所介護は「[通所介護事業の開設をお考えの方へ](#)」を、利用定員が18名以下の地域密着型通所介護をお考えの方は「[\(入居、宿泊を伴わない\) 指定地域密着型サービス事業者の指定にかかる事前協議等について](#)」のホームページをご確認ください。

1 協議に必要な書類

- (1) [選択型通所事業計画書・企画書（協議様式1-1、1-2）](#)
- (2) [選択型通所事業施設整備チェックリスト（協議様式2）](#)
- (3) [都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項（協議様式3）](#)
- (4) [消防署との協議記録（協議様式4）](#)
- (5) [危機管理室との協議事項（協議様式5）](#)
- (6) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）
 - 【建物の図面について】
 - ・各室の名称及び面積を記載してください。
 - ・面積の計算根拠となる寸法を記載してください。
 - ・食堂及び機能訓練室の内法をマーカー等で囲ってください。
- (7) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (8) 現況の写真（A4台紙に貼付又はカラー印刷してください）
- (9) 土地及び建物の登記簿の「全部事項証明書（発行から3か月以内のもの）」（新築の場合、建物部分については不要）
- (10) 建物の賃貸借契約書（案）の写し
 - ※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

※事前協議終了後に控えとして選択型通所事業計画書・企画書の写しの送付をご希望の場合は返信用封筒（返信に必要な額の切手を貼ったもの）を同封してください。

2 事前協議の受付から申請について

- (1) 受付
 - (ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。
 - (イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。
- (2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議書類を郵便等で届出てください

↓※指定申請予約までに協議が完了する必要があります。

②事前協議書類の確認

↓

③事前協議書類の受理

} 不備に係る補正

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓

⑤指定申請予約申込 毎月 15 日～翌月 10 日（指定予定月の 3 か月前）

↓ 日程は、大阪市ホームページ

[「新規介護保険事業者の指定申請予約申込について」](#) のとおりです

⑥指定申請初回受付日の通知 申込締切月の 20 日頃に申請法人あてに送付します

↓ 審査事務手数料の納入通知書の送付（申込締切月の 25 日ごろに法人宛に発送します）

⑦老人福祉法による設置届出 ←指定申請時に併せて提出いただきます。

↓ ※介護保険法による通所介護を実施する場合には、老人福祉法第 15 条第 2 項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」等の届出が必要となります。

⑧審査事務手数料の納付

↓

⑨介護保険法による指定申請 指定申請予約翌月 1 日～8 日ごろまでが初回の申請受付となり、その月末までに申請書類を漏れなく提出いただく必要があります。

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑩現地調査（原則、事業開始前月の 5 日～19 日の期間）

↓

⑪指定時研修（事業開始前月 25 日頃）

↓指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑫事業開始（指定時研修後翌月 1 日）

(3) 申請

指定を受けるにあたっては、期間内に申請書類を提出し、「受理」されることが必要です。（書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、受理できません。）

(4) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

3 事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、厚生労働省令等で定める「基準」や「大阪市条例」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

①[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)

(平 11. 3. 31 省令 37 号)

②[大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について](#)

(平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号)

③[大阪市通所サービス（第 1 号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱](#) (平成 29 年 4 月 1 日)

4 事業（サービス）の概要

在宅の要支援者が通所介護事業所へ通ってもらい、通所介護事業所より、健康状態の確認等及び機能訓練等を行うものです。

平成 18 年 4 月からの法改正に伴い、要支援者は、総合事業である第 1 号通所サービス事業所を利用していただくことになりました。

5 施設の類型

①第1号通所事業（選択型通所サービス）

要支援者（要支援1・2）を対象にした通所介護事業

6 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

(運動器の機能向上プログラムの提供を行う場合)

職種	資格要件	配置基準
管理者（※1）	なし	・専らその職務に従事する者1名
医師又は看護職員（※2）	医師、看護師、准看護師	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、医師又は看護職員（専ら運動器の機能訓練向上プログラムの提供に当たる者に限る）が、1名以上確保されるために必要と認められる数。
機能訓練指導員等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士又は健康運動実践指導者 （※3 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師）	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、機能訓練指導員等（専ら運動器の機能訓練向上プログラムの提供に当たる者に限る）が、1名以上確保されるために必要と認められる数。
補助従業者（※2）	なし	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、専ら運動器の機能訓練向上プログラムの提供に当たる者が、1名以上確保されるために必要と認められる数。

※1 管理者は、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※2 利用定員が10名以下の場合、医師又は看護職員若しくは補助従業者は、専ら運動器の機能訓練向上プログラムの提供に当たる者が、1名以上確保されるために必要と認められる数で可。

※3 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者です。

(口腔機能向上プログラムの提供を行う場合)

職種	資格要件	配置基準
管理者（※1）	なし	・専らその職務に従事する者1名
歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士（専ら口腔機能向上プログラムの提供に当たる者に限る）が、1名以上確保されるために必要と認められる数。
補助従業者	なし	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、専ら口腔機能向上プログラムの提供に当たる者が、1名以上確保されるために必要と認められる数。

※1 管理者は、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(栄養改善プログラムの提供を行う場合)

職種	資格要件	配置基準
管理者(※1)	なし	・専らその職務に従事する者1名
医師又は管理栄養士	医師、管理栄養士	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、医師又は管理栄養士(専ら栄養改善プログラムの提供に当たる者に限る)が、1名以上確保されるために必要と認められる数。
補助従業者	なし	・サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯を通じて、専ら栄養改善プログラムの提供に当たる者が、1名以上確保されるために必要と認められる数。

※1 管理者は、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

【注】「専ら提供に当たる」、とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
選択型通所サービスの事業の用に供する占有スペース	・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・狭隘な部屋を多数設置して面積を確保することは認められない場合がある
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	・消防法その他の法令等に規定された設備
その他の必要な設備	・選択型通所サービスの提供に必要なもの

【注】設備については、専ら選択型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない

その他の必要な備品の考え方

便所	・男性、女性が同時利用出来るよう、複数設置している。 (又は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。) ・鍵付き扉の設置などのプライバシーへの配慮をしている。 ・緊急時には外から開錠できるようにしている。 ・適切な場所に「緊急呼び出し」等を設置している。 (又は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。)
手指洗浄スペース	・水道栓は自動水栓、レバー式など高齢者が使いやすいものとしている。 又は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。 ・ペーパータオル・液体石鹸・消毒液を設置している。(共用タオル・固形石鹸は不可。) ・液体石鹸・消毒液などのボトルは紐で固定する等誤飲予防対策をとっている。
静養室	・複数の人が同時に利用できるようにしている。 ・カーテン等によりプライバシーを確保している。 ・適切な場所に「緊急呼び出し」等を設置している。 (又は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。) ・静養室を設けない場合は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。
相談室	・プライバシーに配慮された構造としている。 ・テーブルや椅子など、相談に必要な設備を設置している。 ・相談室を設けない場合は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。
事務室	・事務を執るのに必要なスペース及び設備を確保している。 ・事務室を設けない場合は、適切な方法によりこれにかわる対応を行う。 ・鍵付き書庫、電話、FAX、パソコンを設置している。
汚物処理室及び衛生管理設備	・他の設備と区別した一定区画を有し、換気扇等を設置している。 ・設備を設けない場合、廃棄物について適切に管理を行っている。 ・感染症対策として、使い捨てのビニール手袋、マスク等を設置している。 ・消毒作業手順等について保健所の助言・指導を求め、密接な連携を確保できている。

(3) その他の留意事項

一般原則・構造

- ①日照・採光・通風・適温保持等、利用者の保健衛生に関して配慮している。
- ②災害等非常時の避難経路（最低2方向）を確保している。
- ③2階以上で事業を実施する場合、専用のエレベーターを確保している。
（又は、職員の介助により段差の解消を適切に行う。）

玄関及び廊下

- ①段差解消、スロープ、手すりの設置など高齢者の利便性や安全に配慮している。
（又は、職員の介助により段差の解消を適切に行う。）
- ②歩行器等の通行に支障のない幅員が確保されている。

選択型通所サービス事業の用に供する占有スペース

- ①入口廻りは、歩行器等の使用に配慮している。
- ②床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質にしている。
- ③サービスの提供に必要な設備を設置している。
- ④段差解消、スロープ、手すりの設置など高齢者の利便性や安全に配慮している。
（又は、職員の介助により段差の解消を適切に行う。）

「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。事前協議までに必ず協議し、その結果を「(協議様式4)消防署との協議事項」に記載して事前協議資料として提出してください。

指定申請時に提出する消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の確認資料として、所轄消防署の【受付印】が押印された「防火対象物使用開始届」あるいは、行政オンラインを用いて申請している場合は、申請内容をダウンロードし提出してください。

なお、事業開始前には、所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります。

「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請前に**建築基準法7条5項による検査済証**の添付が必要です。

改修の場合は、**事前協議までに必ず、用途変更等建築基準法上の手続き**について、大阪市計画調整局建築確認課と相談し、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

※検査済証が確認できない物件の場合は、下記のガイドラインを参照してください。

「**検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン**」について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html

「水防法第15条の3」について

河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成義務があります。新たに通所介護事業のお考えの方は、避難確保計画作成が必要な要配慮者利用施設にあたるのかどうかについて危機管理室へご確認をお願いします。事前に大阪市危機管理室へ連絡し水防法に基づく避難計画について事前に協議を行い、協議結果を「(協議様式5)危機管理室との協議事項」に記載(手続き不要の場合でも、その理由を記載)のうえ事前協議必要書類として提出してください。

※詳細は下記ホームページをご確認ください。

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

選択型通所事業開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
建物の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。） ○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》
収支算定	<ul style="list-style-type: none"> ○建物（設備）に要する費用 建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》、設備取得コスト 《賃借の場合は保証金等についても考慮》 ○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済 ○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬、利用者負担
資金確保	<ul style="list-style-type: none"> ○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費） ○運転資金 少なくとも運営経費の3ヶ月分（介護報酬の請求支払いのタイムラグ） ※自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要資格者の確保 （運動器の機能向上プログラムの提供を行う場合） 管理者・・・資格要件なし 医師又は看護職員・・・医師、看護師、准看護師 機能訓練指導員等・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士又は健康運動実践指導者・一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 補助従業者・・・資格要件なし （口腔機能向上プログラムの提供を行う場合） 管理者・・・資格要件なし 歯科医師又は歯科衛生士又は言語聴覚士・・・歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士 補助従業者・・・資格要件なし （栄養改善プログラムの提供を行う場合） 管理者・・・資格要件なし 医師又は管理栄養士・・・医師、管理栄養士 補助従業者・・・資格要件なし
事業運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能 ○法人事業への当該事業の位置づけ 定款等の事業目的に当該事業が記載されている（許認可、変更登記等の手続） 選択型通所サービスの場合の記載例：介護保険法に基づく第1号事業 介護保険法に基づく第1号通所事業

建物に関する留意事項

- 建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。
- 新築の場合は、申請法人の所有か賃借の所有形態を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。
- 改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、計画調整局建築確認課と事前に相談してください。その結果を「（協議様式3）都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項」に記載のうえ、事前協議に持参してください。（手続きが不要の場合でも、その理由を記載してください）
なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
- 「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、所管消防署と事前に相談し、受理・検査が確認できるものであること。改修の場合は、事前協議の結果を「（協議様式4）消防署との協議記録」に記載して事前協議に持参してください。
- 「要配慮者利用施設避難確保計画作成」の水防法上の手続きについて、危機管理室へ事前に相談し、要配慮者利用施設かどうかの確認が必要。事前協議の結果を「（協議様式5）危機管理室との協議事項」に記載して事前協議に添付してください。